2005年
10月から

市民課窓口で本人確認をはじめます。

住民票や戸籍謄抄本などの第三者による不正取得や、住民異動などの虚偽の届出などが全国的に多発しています。笠岡市では、皆さんの大切な戸籍や住民票などを守るため、10月から市民課窓口に手続きに来られた人の本人確認をさせていただきます。

手続きには、本人確認ができる書類として、左図①～③のいずれかの書類を持参してください。また、代理人の場合も同様に、本人確認ができる書類と、委任状などの代理権を確認できる書類をご提示ください。皆さんのご協力をお願いします。

本人確認のため、ご提示いただく書類

① **運転免許証、パスポートなど**
官公署が発行した顔写真付きの証明書類

② **健康保険被保険者証など**
介護保険被保険者証、年金手帳ほか

③ **社員証、学生証など**
民間機関などが発行した顔写真付きの証明書類

④ **①～③の書類がない人は、窓口の本人確認票に記入していただきます。**

※ 印鑑登録、戸籍届出（婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・転籍など）、市民カード交付、住基カード交付は、従来どおり上記①の書類で本人確認をさせていただきます。

対象となる手続き

◆住民異動届など
（転出・転入・転居など。国民健康保険・国民年金に係る異動届を含む）
◆住民票、戸籍の附票の写しなどの交付請求
◆戸籍・除籍謄抄本などの交付請求
◆印鑑登録証明書の交付申請
◆住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求
◆身分証明書の交付申請
◆臨時運行許可申請　ほか

問合せは
市民課
☎(69)2128まで

木曜日は午後七時まで

市民課窓口では、毎週木曜日は午後七時まで時間を延長して業務を行っています。ぜひご利用ください。
（国保・年金・外国人登録・船員などに関する業務は除きます。）

あなたは愛する人を救えますか？

AED

自動体外式除細動器

テレビ番組で、医師や看護師が慌しく救命処置をしていたところ、突然、患者に取付けていた心電図モニターのアラーム音が鳴り心臓が停止、医師が「電気ショック」を与えて鼓動が戻り助かる場面を見たことはありませんか。

「ＡＥＤ」は、これと同等の機能をもつ救急医療機器で自動体外式除細動器といいます。電源スイッチを入れると操作方法を指示する音声ガイドが流れ、心電図の解析から必要エネルギーの充電までを自動的に行い、放電操作により「電気ショック」を与えることが可能です。

突然の心臓発作には、早期の除細動が非常に有効とされ、平成16年7月1日から、市民の皆さんにも、一定の条件の下でＡＥＤの使用が認められるようになりました。

笠岡市では、国体会場となる市民体育センターと笠岡総合体育館に、各1台のＡＥＤを置き、運動競技中の突然の事故に備えています。

また、笠岡地区消防組合では、「ＡＥＤトレーナー」を6台購入し、市民の皆さんを対象に開催している「普通救命講習会」で、正しいＡＥＤの使用方法を習得していただいています。

▲ＡＥＤを使用した救命講習会

問合せは
消防本部警防課
☎(63)7122まで